

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則 (地域医療課) 一
○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (地域医療課) 二三

公布された規則のあらまし

医療法施行細則の一部を改正する規則(規則第七十一号)

一 趣旨

医療法等の改正にかんがみ病床の種別ごとの届出等の様式を定めるとともに、医療法施行規則の改正にかんがみエックス線装置等に関する規定について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 医療法等の改正にかんがみ、病床の種別ごとの病床数等の届出の様式を定めるとともに、特例病床許可に係る規定を削ることとした(第四条の三、第十七条及び別記第三号様式の三関係)。

2 医療法施行規則の改正にかんがみ、放射線量の単位等について所要の改正を行うとともに、エックス線装置の設置等の届出の様式を改めることとした(第二十条及び第二十一条、第二十二条から第二十四条まで、第二十五条及び第二十六条、別記第十九号様式及び別記第二十号様式並びに別記第二十七号様式から別記第二十八号様式まで関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第七十二号)

一 趣旨及び内容

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の改正等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和四十六年北海道規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(診療所の療養病床の設置の許可の申請)

第二条の二 省令第一条第五項に規定する申請書は、別記第一号様式の二によらなければならない。

第四条の次に次の二条を加える。

(診療所の療養病床の病床数等の変更の許可の申請)

第四条の二 法第七条第三項の規定により診療所の療養病床の病床数等の変更の許可を受けようとする者は、別記第三号様式の二の診療所療養病床設置変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(病床の種別の変更の届出)

第四条の三 医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第一項の規定による病床の種別ごとの病床数等の届出は、別記第三号様式の三の病床種別変更届によつてしなければならない。

第十条中、「第九条第一項」を、「第八条の二第二項」に改め、「廃止又は」を削り、「届出」の下に、「又は法第九条第一項の規定による病院、診療所若しくは助産所の廃止の届出」を加える。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条中、「又は収容施設」を、「、患者を入院させるための施設」に、「若しくは助産所」を、「又は入院施設を有する助産所」に改める。

第二十条の見出し中、「エックス線装置」を、「エックス線装置」に改め、同条中「エックス線装置を」を、「エックス線装置を」に、「エックス線装置設置届」を、「エックス線装置備付届」に改める。

平成十三年四月一日 日 曜 日

第二十一条の見出し中「診療用高エネルギー放射線発生装置」を「診療用高エネルギー放射線発生装置等」に改め、同条中「に診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器又は診療放射性同位元素」を加え、「診療用高エネルギー放射線発生装置設置届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届」に改める。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二条から第二十四条まで 削除

第二十五条中「翌年使用届」を「診療用放射線照射器具等翌年使用届」に改める。

第二十六条の見出し中「エックス線装置等」を「エックス線装置等」に改め、同条第一項中「エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具若しくは診療放射性同位元素」を「エックス線装置」に改め、「又は変更しよ」とするとき、「それぞれ」及び「エックス線装置変更届又は別記第二十六号様式の診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届」を削り、同条第三項中「廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素の廃止後の措置届」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「エックス線装置」を「エックス線装置」に改め、「診療用放射線照射器具」の下に「、放射性同位元素装備診療機器」を加え、「廃止届」を「エックス線装置等廃止届又は別記第二十七号様式の診療用放射性同位元素廃止届」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器又は診療用放射性同位元素についての届出事項を変更しよとするときの法第十五条第三項の規定による届出は、別記第二十六号様式の診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届によつてしなければならない。

第三十七条第一号中「命令及び帳簿書類の提出要求」を「報告及び診療録等の提出の命令」に改め、同条第二号中「診療所等」を「病院等」に改め、同条第四号中「法第九条第一項及び第二項」を「法第八条の二第二項並びに第九条第一項及び第二項」に改め、同条第五号中「診療所等」を「病院等」に改め、同条第十二号中「収容施設を有する診療所等」を「病院等」に改める。

別記第一号様式の9の事項中「収容されている」を「入院している」に改め、同様式の12の(2)の事項中「収容人員」や「病床数」に代る、同様式の14の(1)の事項を次のよに改める。

(1) 種別ごとの病床数

(床)

精	神	感	染	症	結	核	一	般	療	養	計

別記第一号様式の14の(2)の事項中

収容人員	病床数
人	床

の事項を19の事項とし、17の事項を18の事項とし、16の事項を17の事項とし、15の事項を16の事項とし、14の事項の次に次のよに加える。

15 療養病床を有する場合

(1) 機能訓練室

室	名	床面積 (㎡)	出	入	構	造	設	備	数	取	扱

(2) 健

室	名	床面積 (㎡)	出	入	構	造	設	備	数	取	扱

(3) 浴

室	名	床面積 (㎡)	出	入	構	造	設	備	数	取	扱

(4) 談話室

室	名	専用・共用の別	床面積 (㎡)	主	要	構	造
		専					
		共					
				室と共用			

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

別記第一号様式の2 (第2条の2関係)

診療所療養病床設置許可申請書

北海道知事
保健所長
様

年 月 日




















開設者 住所 〔法人であるときは、主たる事務所の所在地〕

氏 名 (法人であるときは、名)^①
医療法第7条第3項の規定により、療養病床設置許可事項の一部を変更したので、次のとおり申請します。

記

- 1 名 称 地
2 所 在 地
3 療養病床設置許可年月日
4 変更しようとする理由
5 変更しようとする事項
(1) 従来の許可事項の内容
(2) 変更しようとする事項の内容
6 変更の予定年月日

備考

- 1 変更しようとする事項については、別記第1号様式の2の該当項目に準じて記入すること。
2 変更前と変更後の状況を明示した縮尺200分の1以上の図面を添付すること。

別記第3号様式の3 (第4条の3関係)

病 床 種 別 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様
保健所長

開設者

住 所 (法人であるときは、主)
(たる事務所の所在地)

氏 名 (法人であるときは、名)^①
(称及び代表者氏名)

医療法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第141号) 附則第2条第1項の規定により、次のとおり病院の病床の種別等を届け出ます。

記

- 1 名 称
2 所 在 地
3 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要 (総体)

構 造	階 数	建 築 面 積	延べ建築面積
		m ²	m ²

(2) 平 面 図 別添No. のとおり

4 病 床 数

(1) 病床種別ごとの病床数

病床種別	一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床	合 計
変 更 後	床	床	床	床	床	床
変 更 前	旧その他の病床 うち療養型病床群 床					

(2) 各 病 室 の 病 床 数

棟 (階) 別	病 床 種 別	病室の名称	病 床 数
			床

5 本届出に伴い変更する事項

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の定員 (変更のあった職種のみ)

職 種	届 出 定 員 数	(変 更 前)
	人	人

(2) 法定施設の構造設備の概要（変更のあったもののみ）

備考

1 平面図について

添付する平面図は縮尺200分の1以上のものとし、各室の用途（病室にあっては病床種別及び病床数）を明示すること。

2 病床種別ごとの病床数について

届出病床数に係る一般病床及び療養病床の総和は、変更前における日その他の病床の病床数の範囲内であること。

3 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の定員について

本届出に当たり、従業者の定員に変更があった職種についてのみ記載すること。なお、定員に変更がない場合は本欄の記載を要しないこと。

4 法定施設の構造設備の概要について

(1) 本届出に伴い法定施設（各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設、消毒施設及び洗濯施設（療養病床にあっては、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室）をいう。）の構造設備の変更又は各室の用途を変更したときは、構造設備の概要を記入すること。

(2) 本届出に伴う構造設備等の変更がない場合は、記入を要しないこと。

届出様式に添付する「収容人員」「伝染」「感染症」「回復」の欄に

「収容人員」欄

収容人員	病床数
人	床

「伝染」「感染症」「回復」の欄

届出様式に添付する「収容施設」欄「入所室」に「収容人員」欄「入所定員」欄

届出様式に添付する「別記第八号様式」欄「別記第8号様式」欄「回復」の欄に

4 病床数

精神	感染症	結核	一般	療養	計
床	床	床	床	床	床

届出様式に添付する「患者収容定員」欄「診療科別入院患者数」に

「診療科別」欄

診療科別	収容人員

「回復」の欄

月	日現在
収容患者数	

月	日現在
入院患者数	

届出様式に添付する「回復」の欄に

(5) 病床数

(床)

精神	感染症	結核	一般	療養	計

届出様式に添付する「回復」の欄に

別記第16号様式 削除

届出様式に添付する「回復」の欄に

2 自主検査（許可（届出）を受けた（した）事項が軽微なものであって、申請者において当該許可（届出）を受けた（した）事項に係る検査を実施することを行う。）を行った場合は、検査結果を記載した書類を添付すること。

届出様式に添付する「患者収容定員」欄「病床数」欄

届出様式に添付する「回復」欄に

別記第19号様式（第20条関係）

北海道知事 保健所長 様		エックス線装置備付届		年	月	日
		管理者 住 所 氏 名		印		
エックス線装置を備え付けたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。						
病院又は診療所	名	称	所在地			
			(TEL)	(FAX)		

備付年月日	年 月 日	
事務上の先連絡先	名 称	
	所 在 地	(TEL) (FAX)
	実務者の所属及び氏名	

- 注意事項
- 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
 - 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。
 - 別紙1及び別紙2を添付すること。

別紙1

工 具	製 作 者 名		
	型 式		
	台数及びエックス線管球数		
	定 格 出 力	攝 影	最大管電圧 (kV) - 管電流 (mA)
		透 視	管電圧 (kV) - 管電流 (mA)
線 装 置 の 使 用 条 件 等	用 途	☐ 直接撮影 ☐ 断層撮影 ☐ CT撮影 ☐ 透視撮影 (消化器用・血管用・その他 ()) ☐ 乳房撮影 ☐ 骨塩定量分析 ☐ 輸血用血液照射 ☐ 歯科口内法撮影 ☐ 歯科用パノラマ断層撮影 ☐ 移動型・携帯型 (直接撮影・CT・透視・口内法撮影) ☐ 胸部集検用間接撮影 ☐ 治療用 (表在治療用・深部治療用) ☐ その他 ()	
使 用 場 所		☐ エックス線診療室 ☐ 手術室 ☐ 病室 ☐ ICU等 ☐ 在宅 ☐ 検診車 ☐ 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 ☐ 診療用放射線照射装置使用室 ☐ 診療用放射線照射器具使用室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室	

		(mAs/週)		(mAs/3月)		
最大実効稼働負荷						
エックス線管の容器及び照射筒の外のエックス線量(空気カーブ率)	エックス線管の容器及び照射筒の外のエックス線量(空気カーブ率)	定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy/時以下になる構造	有	無	
		定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造	有	無	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで10mGy/時以下になる構造	有	無	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有	無	
		上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1mで1.0mGy/時以下になる構造	有	無	
	コンデンサ式高電圧エックス線装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造	有	無		
	エックス線装置の取り付け板	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	mmAl当量(1.5mm以上)			
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置	mmAl当量(0.5mm以上) mmMo当量(0.03mm以上)			
		上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射装置及び治療用エックス線装置	mmAl当量(2.5mm以上)			
		患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造(高線量率透視制御装置の場合、125mGy/分以下)	有	・	無	
警報装置付き透視時間積算タイマー		有	・	無		
透視用エックス線装置	焦点皮膚間距離が40cm以上となる装置又は当該焦点皮膚間距離未滿で照射すること防止するインターロック(手術中に使用する場合は、20cm以上)	有	・	無		
	照射野絞り装置	有	・	無		
	受像器を通過したエックス線は、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造	有	・	無		

透視用エックス線装置

線装置の障害の防

止に關する構造設備及び予防措置の概要					
	最大照射野を超える 3.0cm の部分を通じたエックス線は、当該部分の接触可能表面から 10cm で $150\ \mu\text{Gy}/\text{時}$ 以下になる構造	有	・	無	
	被照射体周囲の散乱線しゃへい装置 照射野絞り装置 (口内法撮影用エックス線装置の場合は、照射筒の端における照射野の直径が 6cm 以下)	有	・	無	
	定格管電圧 70kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	有	・	無	
	定格管電圧 70kV を超える口内法撮影用エックス線装置	有	・	無	
	歯科用パノラマ断層撮影装置	有	・	無	
	移動型及び携帯型エックス線装置 上記以外のエックス線装置	有	・	無	
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から 2m 以上になる操作構造	有	・	無	
	移動型及び携帯型エックス線装置 保管場所 保管場の施設 保管管理方法	有	・	無	
	胸部集合陰影エックス線装置	有	・	無	
	治療用エックス線装置	有	・	無	

診 療 室 名	井		
壁等の材質及び厚さ等	床壁		
出入口	扉		
監視	窓	有 () ・ 無	
画壁等の外側における実効線量を置		有	無
診療室と画壁等で区画された操作室		有	無
エックス線診療室である旨を示す標識		有	無
エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	無
出入口のエックス線装置使用中の表示		有	無
診療用放射線照射装置の使用		有 (核種、数量:) ・ 無	
診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造		有	無
照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置		有 (測定器名:) ・ 無	
放射線管理体制を示す組織図		有	無
放射線管理責任者の選任		有	無
管理区域である旨を示す標識		有	無
管理区域への立入制限措置		有	無
居住区域及び敷地境界の実効線量を置		有	無
入院患者の被ばくする実効線量を置		有	無
放射線診療従事者等の防護措置 (放射線防護用具等)		有	無
防護衣 (mmPb)		有	無
防護衝立 (mmPb)		有	無
防護手袋 (mmPb)		有	無
その他 ()		有	無
OSL線量計 (リソフ型含)		有	無
蛍光ガラス線量計		有	無

放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 □電子式ポケット線量計 □TLD（リンゲ型含） □その他（ ）	氏 名	職 種	籍登録年月日 及び籍登録番号	エックス線診療に関する経歴
	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴			

注意事項

- エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。
- エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合も含む。）。
- エックス線診療室で診療放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。

別紙2

エックス線装置の備付一覧表

整理番号	届出年月日	製作者名、型式及び定格出力	管球数	用途	使用場所	備考
1						
2						

3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

注意事項

- 当該施設に備え付けられたエックス線装置を全て記載すること。
- 装置1台につき2管球以上を使用する場合は、1管球ごとの用途及び室名を記載すること。
- 用途欄には、別紙1の用途名に準じて記載すること。
- 使用場所の欄には、医療法に基づいて許可を受けた室名等を記載すること。

別記第20号様式（第21条関係）

診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素

年 月 日

北海道知事 様 保健所長		住 所 管理者 氏 名 印	
(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素)を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則(第25条、第26条、第27条第1項、第27条第2項、第27条の2、第28条第1項)の規定により届け出ます。			
病 院 又 診 療 所	名 称		
	所 在 地	(TEL)	(FAX)
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日		
事 務 上 の 連 絡 先	名 称		
	所 在 地	(TEL)	(FAX)
	実務者の所属及び氏名		

- 注意事項
- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。
 - 3 備え付けようとする装置等に応じて、それぞれ当該装置等に係る別紙のその1からその5までの様式を添付すること。

別紙

その1 (診療用高エネルギー放射線発生装置)

置 診 の 療 用 高	製 作 者 名		
	型 式	及 び	台 数
			最大エネルギー (MeV)
	エックス線		

条件等 エネルギー 放射線発生装置		最大線量率 (水の吸収線量) (Gy/分at 1 m) 最大エネルギー (MeV) 最大線量率 (水の吸収線量) (Gy/分at 1 m)
定 格 出 力	電 子 線	
設 置	型 置 型	□据置型 □移動型
使 用 場 所	□診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 □手術室	
最大使用時間又は最大使用線量	(時間/週)、 (時間/3月) (Gy/週at 1 m)、 (Gy/3月at 1 m)	
発生 管 容 器 からの 漏 え い 放射線量が利用線すいの放射線量の 1/1000 以下 になる 構 造	有	無
照射直後の不必要な放射線からの 被ばくを低減する防護措 置	有	無
放 射 線 発 生 時 の 自 動 表 示 装 置	有	無
イ ン タ ー フ ェ ー	有	無
遠 隔 操 作 構 造	有	無
非 常 時 の 照 射 停 止 装 置	有	無
移動型装置の 保 管 条 件	保 管 場 所	□管理区域内 (室名： □管理区域外 (室名等：))
	保 管 方 法	□装置のケースイッチの管理 □その他 ()
使 用 室 名		
壁 等 の 画 材 質 及 び 厚 さ 等	天 井	
	床	
	壁	
出入口の扉		
画 壁 等 の 外 側 における実効線量を 1 m Sv/ 週 以下 と する 防 護 措 置	有	無
出 入 口 の 数	• 通常出入口 箇所 (用途 • その他)	
出入口の放射線発生時の自動表示装置	有	無
使用室である旨を示す標識	有	無

放射線障害の防止に必要な示		有	・	無	
注 意 事 項 の 掲 示	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置		有	・	無
	管理区域である旨を示す標識		有	・	無
	管理区域への立入制限措置		有	・	無
	居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μ Sv/ 3月以下とする防護措置		有	・	無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/ 3月以下とする防護措置		有	・	無
	患者監視モニターの設置		有	・	無
	エックス線装置の使用		有(装置名：)・ 無		
その他放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	照射予告装置及び表示灯		有	・	無
	使用記録簿の作成		有	・	無
	装置専用の電源設備		有	・	無
	放射線管理体制を示す組織図		有	・	無
	放射線管理責任者の選任		有	・	無
放射線従事者等の方法		☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 (リソグ型含) ☐ 電子式ポケット線量計 ☐ TLD (リソグ型含) ☐ その他 ()			
氏 名		職 種	籍登録年月日 及び籍登録番号	放射線診療に関する経歴	
診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、 歯科医師又は診療放射線技師の氏名 及び放射線診療に 関 する 経 歴					

注意事項
1 装置を使用する医師等の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用高エネルギー

ギー放射線発生装置使用室の平面図及び断面図を添付すること (診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の図面は、装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離 (m) 並びに画壁等の材質、厚さ及び縮尺を記入した縮図とすること。)。
3 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること (図面は、装置のアイソセプターからの距離 (m) 、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。)。
4 移動型装置の場合は、保管場所を明記した図面を添付すること。
5 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
6 手術室で使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。

その2 (診療用放射線照射装置)

製 作 者 名	型 式	診療用放射線照射装置に関する事項
放射性同位元素の種類及び物理的半減期		
1 個 (台) 当たりの数量 (GBq) 数		
及び 個 (台) 数		
合 計 数 量 (GBq)		☐ 体外照射による放射線治療用 (テレコ/リト) ☐ 体腔内放射線治療用 (RALS) ☐ 核医学画像装置の吸収補正用 ☐ 血管内放射線治療用 (^{32}P 、 ^{90}Sr – ^{90}Y 、 ^{90}Y)
用 途		☐ 診療用放射線照射装置使用室 ☐ 放射線治療病室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ エックス線診療室 (室名)
使 用 場 所		
照射口が閉鎖されている状態で放射線源の収納容器から1 mの距離において70 μ Gy/時以下になる構造		有 ・ 無
二次電子ろ過板		有 ・ 無
照射口開閉用遠隔操作構造		有 ・ 無
イソセプターロック		有 ・ 無
使 用 室 名		
天 井		
画壁等の材質及び厚さ等	床 壁	

出 入 口 の 扉		構造照査設備及び使用室の放射線障害の防止に関する構造設計表
使用室の壁、床等は突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少くない構造	有 ・ 無	
画壁等の外側における実効線量を1 m Sv/ 週以下とする防護措置	有 ・ 無	
主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性	耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造	
出 入 口 の 数	・通常の出入口 箇所 (用途) ・その他)	
放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無	
使用室である旨を示す標識	有 ・ 無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲	有 ・ 無	
エ ッ ク ス 線 装 置 の 使 用	有 (装置名:) ・ 無	
貯 蔵 方 法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱 ・ 貯蔵容器	
外部と区画された構造	有 ・ 無	貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設計表
貯蔵施設である旨を示す標識	有 ・ 無	
画壁等の外側における実効線量を1 m Sv/ 週以下とする防護措置	有 ・ 無	
主要構造部等の耐火構造	有 ・ 無	
画壁等の材質及び厚さ等	天 井	
	床	
	壁	
出入口の扉	出入口の扉	
	建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	
	出入口の数 ・通常の出入口 箇所 (用途) ・その他)	
出入口の構造等	かぎ等の閉鎖設備	
	有 ・ 無	
	耐火性の構造	
耐火性の構造	有 ・ 無	
	耐火性の構造	
	有 ・ 無	

閉 鎖 設 備 ・ 器 具		構造照査設備及び使用室の放射線障害の防止に関する構造設計表
庫、ふた等開放時の1 mの距離における実効線量率が100 μ Sv/ 時以下になる構造	有 ・ 無	
貯蔵時の1 mの距離における実効線量率が100 μ Sv/ 時以下になる構造	有 ・ 無	
放射性同位元素の表示及び数量の表示	有 ・ 無	
貯蔵容器である旨を示す標識	有 ・ 無	
受血、吸収材等の設備・器具	有 ・ 無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲	有 ・ 無	
運搬時の1 mの距離における実効線量率が100 μ Sv/ 時以下になる構造	有 ・ 無	
放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	
運搬容器である旨を示す標識	有 ・ 無	
放射線治療病室の名称	有 ・ 無	放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設計表
病室数及び1室当たりの病床数	室 ・ 床室	
画壁等の材質及び厚さ等	天 井	
	床	
	壁	
出入口の壁	出入口の壁	
	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少くない構造	
	平滑で、気体・液体が浸透しにくい材料での表 面 仕 上 げ	
画壁等の外側における実効線量を1 m Sv/ 週以下とする防護措置	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
放射線治療病室である旨を示す標識	有 ・ 無	
1室に2名以上を入院させる場合の防護措置	有 ・ 無	
入院患者に付する標識	有 ・ 無	

放射線障害の防止に必要な示	有	・	無
注 意 事 項 の 掲 示	有	・	無
管理区域の防護措置	有	・	無
管理区域である旨を示す標識	有	・	無
境界管理区域への立入制限措置	有	・	無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μ Sv/3月以下とする防護措置	有	・	無
入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有	・	無
放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)	☐ 鉗子・ピンセット ☐ 防護衣 (mmPb) ☐ 防護盾立 (mmPb) ☐ 防護スクリーン (mmPb) ☐ その他 ()	☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 (リング型含) ☐ 電子式ポケット線量計 ☐ TLD (リング型含) ☐ その他 ()	☐ 鉛子・ピンセット ☐ 防護衣 (mmPb) ☐ 防護盾立 (mmPb) ☐ 防護スクリーン (mmPb) ☐ その他 ()
放射線診療従事者等の方法被ばく線量の測定方法	有	・	無

注意事項

- 1 装置を使用する医師等の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識的位置を明記した診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室及び貯蔵施設の平面図及び断面図を添付すること（使用室等の図面は各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）並びに画壁等の材質厚さ及び縮尺を記入した縮図とすること。）。
- 3 診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室及び貯蔵施設と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること（図面は、線源からの距離（m）、縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。

と。）。
4 診療用放射照射装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

その3 (診療用放射線照射器具)

放射性同位元素の種類及び物理的半減期			
型式			
1 個当たりの数量 (MBq) 及び個数			
合計	数量 (GBq)		
物理的半減期が30日以下のもの	年間使用予定数量 (MBq)		
	1 日最大使用予定数量 (MBq)		
	最大貯蔵予定数量 (MBq)		
用途	☐ 組織内照射による放射線治療用 ☐ 腔内照射による放射線治療用 ☐ 核医学撮像装置の吸収補正用 ☐ 血管内放射線治療用 (^{32}P 、 ^{90}Sr - ^{90}Y 、 ^{90}Y)		
	☐ 診療用放射線照射器具使用室 ☐ 放射線治療病室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ エックス線診療室 (室名) ☐ 手術室 ☐ ICU・CCU		
使用場所			
使用室名			
	天井		
	床壁		
	出入口の扉		
画壁等の材質及び厚さ等			
使用室の壁、床等は突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有 ・ 無		
画壁等の外側における実効線量を 1 mSv/週 以下とする防護措置	有 ・ 無		
出入口の数	・ 通常の出入口 箇所 (用途) ・ その他		
使用室である旨を示す標識	有 ・ 無		
放射線障害の防止に必要な示	有 ・ 無		
注意事項の掲			

	エツク入線装置の使用法			有(装置名:貯蔵室・貯蔵箱・貯蔵容器)		無
	外部と区画された構造			有	・	無
	貯蔵施設である旨を示す標識			有	・	無
	画壁等の外側における実効線量を1m Sv/週以下とする防護措置			有	・	無
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	主要構造部の耐火構造	天井		有	・	無
		床				
		壁				
		出入口の扉				
	画壁等の厚さ等	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸		有	・	無
		出入口の構造等		・通常の出入口箇所(用途・その他箇所(用途)		
	耐火性構造	かぎ等の閉鎖設備器具		有	・	無
		耐火性の構造		有	・	無
	貯蔵箱	扉、ふた等開放時の1mの距離における実効線量率が100μSv/時以下になる構造		有	・	無
		貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100μSv/時以下になる構造		有	・	無
貯蔵容器	放射性同位元素の種類及び数量の表		有	・	無	
	貯蔵容器である旨を示す標識		有	・	無	
	受皿、吸収材等の設備・器具		有	・	無	
	放射線障害の防止に必要な示		有	・	無	
	注意事項の掲		有	・	無	
置造運搬時の1mの距離における実効線量率が100μSv/時以下になる構造の及搬			有	・	無	

放射性同位元素の種類及び数量の表示		有		・		無	
運搬容器である旨を示す標識		有		・		無	
放射線治療病室の名称							
病室数及び1室当たりの病床数		室		・		床/室	
天井							
床							
壁							
出入口の壁							
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造		有		・		無	
病室の壁、床等の構造等		有		・		無	
平滑で、気体・液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ							
画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有		・		無	
放射線治療病室である旨を示す標識		有		・		無	
1室に2名以上を入院させる場合の防護措置		有		・		無	
入院患者に付する標示		有		・		無	
放射線障害の防止に必要な示		有		・		無	
注意事項の掲							
管理区域の実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置		有		・		無	
管理区域である旨を示す標識		有		・		無	
管理区域への立入制限措置		有		・		無	
居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置		有		・		無	
入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置		有		・		無	
放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		☐ 鉗子・ピンセット ☐ 防護衝立 (mmPb) ☐ 防護手袋 (mmPb) ☐ 防護スクリーン (mmPb)		☐ 防護衣 (mmPb) ☐ 防護靴 (mmPb)		☐ 防護眼鏡 (mmPb)	

の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			の防止に関する構造設備及び予防措置の概要		
2用ECD	納容器	導入口及び排出口のキャップ等による密閉構造	有	・	無
	ねじ等による機器への固定構造	有	・	無	
必要な注意事項の揭示		機器表面に放射線障害の防止に	有	・	無
装備する放射性同位元素の数量が200TBq以下			適	・	否
機器から1mの距離における実効線量率が6μSv/時以下になる構造			有	・	無
耐火構造			有	・	無
輸血用血液照射装置	線源を容易に取り外しができず、かつ、線源が脱落するおそれのない構造		有	・	無
	機器に固定されていて、容易に取り外しができない構造		有	・	無
	機器開口部の開放時の構造		有	・	無
	放射線発生時の自動表示装置		有	・	無
	機器開口部のかぎ等の具		有	・	無
機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示			有	・	無
使用室名					
主要構造部等の耐火性		耐火構造	・	不燃材料を用いた構造	
壁等の材質及び厚さ等	天井				
	床壁				
出入口の扉					
画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置			有	・	無
出入口のかぎ等の閉鎖設備・器具			有	・	無
放射線発生時の自動表示装置			有	・	無
使用室である旨を示す標識			有	・	無
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示			有	・	無

放射線障害の防止に関する構造設備			放射線障害の防止に関する構造設備		
管理区域境界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
	管理区域である旨を示す標識	有	・	無	
	管理区域への立入制限措置	有	・	無	
	居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)	□防護衣 (mmPb)				
	□防護衝立 (mmPb)				
	□その他 ()				
放射線診療従事者等の方法被ばく線量の測定方法	□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計				
	□電子式ボケット線量計 □TLD				
	□その他 ()				
放射線を人体に照射する放射性同位元素装備診療機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏名	職	種	箱登録年月日及び箱登録番号	放射線診療に関する経歴

注意事項

1 放射性同位元素装備診療機器を使用する医師等の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。

2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び側面図を添付すること (図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離 (m) 並びに画壁等の材質、厚さ及び縮尺を記入した縮図とすること。)。

3 放射性同位元素装備診療機器使用室と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること (図面は、線源からの距離 (m) 、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。)。

4 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

その5 (診療用放射性同位元素)

放射線同位元素の種類等			
化学形状			
年間使用予定数量 (MBq)			
3月間最大使用予定数量 (MBq)			
1日最大使用予定数量 (MBq)			
最大貯蔵予定数量 (MBq)			
使用場所	☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 放射線治療病室 ☐ 手術室 ☐ ICU・CCU		
使用室名	天井		
	床壁		
画壁等の材質及び厚さ等	出入口の扉		
使用室の壁、床等の構造等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有	無
	平滑で、気体・液体が浸透しにくい材料での表面仕上げ	有	無
画壁等の外側における実効線量を1 m Sv/週以下とする防護措置		有	無
主要構造部等の耐火性	耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造		
出入口の数	●通常の出入口 箇所 ●その他 箇所 (用途)		
使用室である旨を示す標識	有 ・ 無		
	汚染検査に必要な放射線測定器 有 (測定器名及び台数:) ・ 無		
	汚染除去に必要な器材 有 () ・ 無		
	洗浄設備 有 ・ 無		
	洗浄設備の排水設備との連結 有 ・ 無		
出入口付近	更衣設備 有 ・ 無		
診療室との区画			

診療用放射性同位元素使用に関する事項

診療用放射性同位元素に関する

関する構造設備及び予防措置の概要			
貯蔵施設及び予防措置の概要	準備	洗浄設備	有 ・ 無
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無
		フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無
	エックス線CT装置の使用	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無
		診療用放射線照射装置の使用	有 ・ 無
	照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置	診療用放射線照射器具の使用	有 (核種・数量:) ・ 無
		放射線治療従事者及び他の患者等の防護措置 (放射線防護用具等)	☐ 防護衝立 (mmPb) ☐ 防護スクリーン (mmPb) ☐ その他 ()
		線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器	有 (機種:) ・ 無
		照射器具を使用する場合の防護措置	有 ・ 無
貯蔵施設	放射線管理体制を示す組織図	使用・保管簿の作成	有 ・ 無
		放射線管理責任者の選任	有 ・ 無
	放射線管理責任者の選任	放射線管理責任者の選任	有 ・ 無
		放射線管理責任者の選任	有 ・ 無
	貯蔵方法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱 ・ 貯蔵容器	有 ・ 無
		貯蔵室 ・ 貯蔵箱 ・ 貯蔵容器	有 ・ 無
	外部と区画された構造	貯蔵施設である旨を示す標識	有 ・ 無
		画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
	主要構造部等の耐火構造	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
		画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
貯蔵施設	画壁等の材質及び厚さ等	画壁等の材質及び厚さ等	有 ・ 無
		画壁等の材質及び厚さ等	有 ・ 無
	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
	出入口の構造	出入口の構造	有 ・ 無
		出入口の構造	有 ・ 無
	出入口の数	出入口の数	有 ・ 無
		出入口の数	有 ・ 無
貯蔵施設	出入口の扉	出入口の扉	有 ・ 無
		出入口の扉	有 ・ 無

する構造設備及び予防措置の概要	かぎ等の閉鎖設備・器具	かぎ等の閉鎖設備・器具の構造	有	・	無
	耐火性	の構造	有	・	無
	貯蔵箱	ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具	有	・	無
	貯蔵容器	貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100 μ Sv/時以下になる構造	有	・	無
	貯蔵容器	気密構造	有	・	無
子連搬容器の構造及び予防措置の概要	放射線障害の防止に必要ない注	放射線障害の防止に必要ない注	有	・	無
	受皿、吸収材等の汚染拡大防止設備・器具	受皿、吸収材等の汚染拡大防止設備・器具	有	・	無
	液体が浸透しにくい材料の使用	液体が浸透しにくい材料の使用	有	・	無
	放射線同位元素の種類及び数量の表示	放射線同位元素の種類及び数量の表示	有	・	無
	運搬容器である旨を示す標識	運搬容器である旨を示す標識	有	・	無
排水設備	排水設備である旨を示す標識	排水設備である旨を示す標識	有	・	無
	液体が浸透しにくい材料の使用	液体が浸透しにくい材料の使用	有	・	無
	放射線同位元素の種類及び数量の表示	放射線同位元素の種類及び数量の表示	有	・	無
保管廃棄設備	保管廃棄設備である旨を示す標識	保管廃棄設備である旨を示す標識	有	・	無
	液体が浸透しにくい材料の使用	液体が浸透しにくい材料の使用	有	・	無
	放射線同位元素の種類及び数量の表示	放射線同位元素の種類及び数量の表示	有	・	無

水 設 備					
排水設備	排水設備である旨を示す標識	排水設備である旨を示す標識	有	・	無
	排風機の台数及び排気能力 (m ³ /時)	排風機の台数及び排気能力 (m ³ /時)	有	・	無
	排気浄化装置の台数及びフイタルターの種類	排気浄化装置の台数及びフイタルターの種類	有	・	無
	使用室等の換気能力 (m ³ /時)	使用室等の換気能力 (m ³ /時)	有	・	無
	排気口での排気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	排気口での排気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	有	・	無
保管廃棄設備	人が常時立ち入る場所での空気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	人が常時立ち入る場所での空気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	有	・	無
	排気監視設備	排気監視設備	有	・	無
	気体の漏れにくい構造	気体の漏れにくい構造	有	・	無
	腐食しにくい材料の使用	腐食しにくい材料の使用	有	・	無
	自動ダンパー等の汚染空気置換大防止装置	自動ダンパー等の汚染空気置換大防止装置	有	・	無
排水設備	排水設備である旨を示す標識	排水設備である旨を示す標識	有	・	無
	外部と区画された構造	外部と区画された構造	有	・	無
	扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具	扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具	有	・	無
保管廃棄設備	耐火性の構造	耐火性の構造	有	・	無
	気密構造	気密構造	有	・	無
	液体のこぼれにくい構造	液体のこぼれにくい構造	有	・	無

器具 保管廃棄容器である 標識		有	・	無
保管廃棄設備である旨を示す標識		有	・	無
放射線障害の防止に必要な 注意事項の掲示		有	・	無
放射線治療病室の名称				
病室数及び1室当たりの病床数		室	・	床/室
画壁等の材質 及び厚さ等	天井			
	床			
	壁			
出入口の壁				
突起物、くぼみ及び仕 上材の目地等のすきま が少ない構造		有	・	無
病室の壁、床等 の構造等				
平滑で、気体・液体が 浸透しにくい材料での 表 面 仕 上 げ		有	・	無
画壁等の外側における実効線量を 1mSv/週以下とする防護措置		有	・	無
放射線治療病室である旨を示す標識		有	・	無
汚染検査に必要な放射線測定器		有	(測定器名・台数：	) ・ 無
汚染除去に必要な器材		有	(	) ・ 無
洗 浄 設 備		有	・	無
洗浄設備の排水設備との連結		有	・	無
更衣設備		有	・	無
1室に2名以上入院させる場合の 防 護 措 置		有	(	) ・ 無
入院患者に付する標識		有	・	無
放射線障害の防止に必要な 注 意 事 項 の 掲 示		有	・	無
実効線量を1.3mSv/3月以下とす る 防 護 措 置		有	・	無
空気中の放射性同位元素の3月間平 均濃度を医療法施行規則第30条の26		有	・	無

管理区域境界		第2項に定める濃度限度の1/10以下 と する 防 護 措 置		
放射性同位元素にて汚染される物の 表面密度を医療法施行規則第30条の 26第6項に定める表面密度限度の 1/10 以下 と する 防 護 措 置		有	・	無
管理区域である旨を示す標識		有	・	無
管理区域への立入制限措置		有	・	無
居住区域及び敷地境界の実効線量を 250μSv/3月以下とする防護措置		有	・	無
入院患者の被ばくする実効線量を 1.3mSv/3月以下とする防護措置		有	・	無
人が常時立ち入る場所で放射線診療従事 者等が触れる物の放射性同位元素の 表面密度を医療法施行規則 第30条の26第6項に定める表面密度限度 以下 と する 防 護 措 置		有	・	無
放射線診療従事者等の防護措置 (放 射 線 防 護 用 具 等)		☐ 鉗子・ピンセット ☐ 防護衝立 (mmPb) ☐ 防護スクリーン (mmPb) ☐ バイアルシールド、シンジシールド ☐ その他 ()		
放射線診療従事者等の被ばく線量の 測 定 方 法		☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 (リンゲ型含) ☐ 電子式ボックスト線量計 ☐ TLD (リンゲ型含) ☐ その他 ()		
放射線管理体制を示す組織図		有	・	無
放射線管理責任者の選任		有	・	無
手術室、IC U等で一時的 に使用する場 の防護措置 及び汚染防止 措 置	汚染検査に必要な 放 射 線 測 定 器	有 (測定器名・台数：	) ・ 無	
	汚染除去に必要な器材	有	(	) ・ 無
汚染のおそれのある壁、 床等が平滑で、気体・液 体が浸透しにくい構造		有	・	無

放射線管理体制を 示す組織図	有		無	
	放射線管理責任者の選任		有	

診療用放射性同位 元素を使用する医 師又は歯科医師の 氏名及び放射線診 療に関する経歴	氏	名	職	種	籍登録年月日 及び籍登録番号	放射線診療に関する経歴

注意事項

- 診療用放射性同位元素を使用する医師等の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射性同位元素使用室、放射線治療病室、貯蔵施設及び廃棄施設の平面図及び断面図を添付すること（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）並びに画壁等の材質、厚さ、表面の仕上げ材料、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 診療用放射性同位元素使用室等と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること（図面は、線源からの距離（m）、縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。
- 排気・排水設備の位置及び排気・排水の系統を示す図面を添付すること。
- 診療用放射性同位元素使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
- 診療用放射性同位元素使用室で診療用放射線照射装置又は診療放射線照射器具を使用する場合及び診療用放射性同位元素を手術室、ＩＣＵ等で一時的に使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。ただし、放射線管理責任者については、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物等を取り扱う実務者の中から選任すること。

別記第21号様式から別記第23号様式まで 削除

別記第24号様式（第25条関係）

診療用放射線照射器具等翌年使用予定届

診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素

年 月 日

北海道知事
保健所長

住所
管理者氏名
印

医療法第15条第3項及び（医療法施行規則第27条第3項の規定により物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具、医療法施行規則第28条第2項の規定により診療用放射性同位元素）の翌年における使用予定を届け出ます。

病院は診療所	名称	
	所在地 (TEL) (FAX)	
物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具に関する事項	放射性同位元素の種類 形式	
	個数	
診療用放射性同位元素に関する事項	年間使用予定数量 (MBq)	
	放射性同位元素の種類 学形式	
事務上の連絡先	形状	
	年間使用予定数量 (MBq)	
所在地	名称	
	(TEL) (FAX)	
実務者の所属及び氏名		

注意事項
1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づき届出に記載された管理者氏名を記載すること。

2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。

第25号様式（第26条関係）

エックス線装置変更届

年 月 日

北海道知事様
保健所長

住所
管理者氏名
印

診療用エックス線装置の届出事項を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

病 又 診 療 所	名 称	
	所在地	(TEL) (FAX)
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
	変更前	
	変更後	
変更の内容	名称	
	所在地	(TEL) (FAX)
事務上の連絡先		

氏名を記載すること。

2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。

3 変更の内容は、当該届出の内容に応じて変更事項が明らかになるよう、別記第19号様式の別紙の該当事項を別添書類として添付すること。

4 装置の変更については、別紙を添付すること。

別紙

エックス線装置の変更前・変更後一覧表

整理番号	届出年月日	変更前	変更後	用途	使用場所	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注意事項

- 1 当該施設に備え付けられているエックス線装置を全て記載すること。
- 2 変更前・変更後の欄には、エックス線装置の製作者名、型式、管球数及び定格出力を記載すること。

- 3 装置1台につき2管球以上を使用する場合は、1管球ごとの用途及び室名を記載すること。
- 4 用途欄には、別記第19号様式の別紙の用途名に準じて記載すること。
- 5 使用場所欄には、医療法に基づいて許可を受けた室名等を記載すること。
- 6 備考欄には、新規、廃止、更新、移設等の別を記載すること。

別記第26号様式（第26条関係）

診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素

年 月 日

北海道知事 様
保健所長

住 所
管理者 氏 名
印

（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素）の届出事項を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により届け出ます。

病 院 名	称	
又 診 療 所	在 地	(TEL) (FAX)
変更しようとする理由		
変更予定年月日		年 月 日
変更	変更前	

の内容		後	
変	更	称	
事務上の連絡先	名	所在地	
		(TEL)	(FAX)
実務者の所属及び氏名			

- 注意事項
- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
- 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。
- 3 変更の内容は、各装置等に係る届出の内容に応じて変更事項が明らかになるよう、それぞれ別記第20号様式の別紙のその1からその5までの当該届出に係る該当項目を別添書類として添付すること。

第27号様式（第26条関係）

エックス線装置等廃止届

エックス線装置
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器

年 月 日

北海道知事 様
保健所長

住 所
管理者 氏 名
印

(エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器)を備えなくなったので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

病 院 又 診 療 所	名	称	
	は 所 在 地	(TEL) (FAX)	
廃 止 し た 理 由	止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 し た 装 置 等 の 概 要	製 作 者 名、 型 式 及 び 台 数	(個)	
	エックス線装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力		
	装 備 し て い た 放 射 性 同 位 元 素 の 種 類 及 び 廃 止 時 の 放 射 性 同 位 元 素 の 数 量 (MBq)		
	廃 止 後 の 装 置 等 の 処 分 方 法		
	廃 止 後 の 使 用 室 等 の 用 途		
事 務 上 の 連 絡 先	名	称	
	は 所 在 地	(TEL) (FAX)	
実 務 者 の 所 属 及 び 氏 名			

注意事項

- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。
- 届出紙「エックス線装置の取扱い」様式を参照。

第27号様式の2 (第26条関係)

診療用放射性同位元素廃止届		年 月 日
北海道知事 保健所長 様		
管理者 住 所 氏 名		印
診療用放射性同位元素を備えなくなったので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。		

病 院 又 診 療 所	名	称	
	は 所 在 地	(TEL) (FAX)	
廃 止 し た 理 由	止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 し た 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 の 届 出 の 概 要	放 射 性 同 位 元 素 の 種 類		
	化 学 形 状		
	年 間 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
	3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
	最 大 貯 蔵 予 定 数 量 (MBq)		
事 務 上 の 連 絡 先	名	称	
	は 所 在 地	(TEL) (FAX)	
実 務 者 の 所 属 及 び 氏 名			

- (注意事項)
- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。

定記録十二の禁を及ぼすものとする。

別記第28号様式（第26条関係）

診療用放射性同位元素廃止後の措置届			
北海道知事様 保健所長		住所 氏名	印
管理者		印	
診療用放射性同位元素の廃止後の措置を講じたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。			
病院又は診療所	所在地	(TEL)	(FAX)
廃止年月日	年月日		
所有していた放射性同位元素の種類及び数量			
放射性同位元素による汚染除去の概要			
放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要			
廃止措置後の使用室等の用途			
名	称		

事務上の連絡先	所在地	(TEL)	(FAX)
実務者の所属及び氏名			

注意事項

- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
- 2 放射性同位元素による汚染除去の概要は、汚染の除去を行った年月日、場所、方法、測定値等を記載すること。
- 3 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要は、譲渡・廃棄を行った年月日、方法、譲渡先名、廃棄業者名等を記載すること。
- 4 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の実務者の連絡先を記載すること。
- 5 放射性同位元素によって汚染された物を譲渡又は廃棄した場合は、受領書等の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこの公布する。

平成十三年四月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七十二号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和四十六年北海道規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「設置届書」を「検体検査用放射性同位元素備付届」に改め、同条第二号中「使用予定届書」を「検体検査用放射性同位元素使用予定届」に改め、同条第三号中「変更届書」を「検体検査用放射性同位元素変更届」に改め、同条第四号中「廃止届書」を「検体検査用放射性同位元素廃止届」に改め、同条第五号中「廃止後の措置届書」を「検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届」に改め、

別記第二号様式から別記第六号様式までの次のように改める。

別記第2号様式（第3条関係）

検 体 検 査 用 放 射 性 同 位 元 素 備 付 届			
北海道知事 様		年 月 日	
開設予定者 又は 管 理 者		住 所 氏 名 印	
検体検査用放射性同位元素を備えるので、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第1項の規定により届け出ます。			
衛生検査所		称	
所 在 地		(TEL)	(FAX)
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	
事務上の連絡先		名 称	
所 在 地		(TEL)	(FAX)
実務者の所属及び氏名			

- 注意事項
- 1 開設予定者又は管理者の住所は、法人にあっては主たる事務所の所在地又は衛生検査所の所在地を記載すること。
 - 2 開設予定者又は管理者の氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名又は法令に基づいて登録を受けた管理者の氏名を記載すること。
 - 3 事務上の連絡先は、当該届出に關する照会に対し回答できる衛生検査所の実務者の連絡先を記載すること。
 - 4 別紙を添付すること。

別紙

放射性同位元素の種類等		
化学形状		
検体検査用放射性同位元素に関する事項		
年間使用予定数量 (MBq)		
3月間最大使用予定数量 (MBq)		
1日最大使用予定数量 (MBq)		
最大貯蔵予定数量 (MBq)		
使 用 室 名		
天井		
床		
画壁等の材質及び厚さ等		
出入口の扉		
使用室の壁、床等の構造等		有 ・ 無
平滑で、気体・液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ		有 ・ 無
画壁等の外側における実効線量を1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
主要構造部等の耐火性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
出入口の数		• 通常の出入口 箇所 (用途)
使用室である旨を示す標識		有 ・ 無
汚染検査に必要な放射線測定器		有 (種類及び台数：) ・ 無
汚染除去に必要な器材		有 () ・ 無
出入口付近		
洗 浄 設 備		有 ・ 無
洗浄設備の排水設備との連結		有 ・ 無
更衣 設 備		有 ・ 無
フード等の汚染空気拡大防止装置		有 ・ 無
フード等の装置の排気設備との連結		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

検体検査用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び放射線防護措置の概要

貯蔵方法		貯蔵室・貯蔵箱・貯蔵容器		
外部と区画された構造	有・	無		
貯蔵施設である旨を示す標識	有・	無		
画壁等の外側における実効線量を1m Sv/週以下とする防護措置	有・	無		
主要構造部等の耐火構造	有・	無		
貯蔵室	天井			
	床壁			
	出入口の扉			
	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸構造等	有・	無	
	出入口の数	・通常の出入口 箇所(用途・その他)		
耐火性の構造	有・	無		
貯蔵箱	扉、錠設備・器具	有・	無	
貯蔵容器	気密構造	有・	無	
	液体のこぼれにくい構造	有・	無	
	液体が浸透しにくい材料の使用	有・	無	
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有・	無	
	貯蔵容器である旨を示す標識	有・	無	
受皿、吸収材等の汚染拡大具	有・	無		
放射線障害の防止に必要な注	有・	無		
気密構造	有・	無		
液体のこぼれにくい構造	有・	無		

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	
び運搬 子搬 防容	

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

措置の概要			貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置	
液 体 が 浸 透 し に く い 材 料 の 使 用			有 ・	無
放 射 性 同 位 元 素 の 種 類 及 び 数 量 の 表 示			有 ・	無
運 搬 容 器 で あ る 旨 を 示 す 標 識			有 ・	無
画 壁 等 の 外 側 に お け る 実 効 線 量 を 1 m Sv/ 週 以 下 と す る 防 護 措 置			有 ・	無
室 内 式 (六 面 体) ・ 埋 設 式 ・ そ の 他 (貯 留 槽 希 釈 槽)			m ³ × 基、 m ³ × 基	
排 水 口 で の 排 水 中 の 放 射 性 同 位 元 素 濃 度 を 法 令 に 定 め る 濃 度 限 度 以 下 と す る 能 力			有 ・	無
排 水 監 視 設 備			有 ・	無
排 水 の 漏 れ に く い 構 造			有 ・	無
排 液 が 浸 透 し に く く、 腐 食 し に く い 材 料 の 使 用			有 ・	無
排 液 を 採 取 す る た め の 構 造			有 ・	無
排 液 中 の 放 射 性 同 位 元 素 の 濃 度 を 測 定 す る た め の 構 造			有 ・	無
排 液 処 理 槽			有 ・	無
排 液 流 出 調 節 装 置			有 ・	無
上 部 開 口 部 に お け る 構 造 等			ふたのできる構造 ・ さく等による立入制限措置	
排 水 設 備 で あ る 旨 を 示 す 標 識			有 ・	無
排 風 機 の 台 数 及 び 排 気 能 力 (m ³ / 時)				
排 気 浄 化 装 置 の 台 数 及 び フ イ ル タ ー の 種 類				
使 用 室 等 の 換 気 能 力 (m ³ / 時)				
排 気 口 で の 排 気 中 の 放 射 性 同 位 元 素 濃 度 を 法 令 に 定 め る 濃 度 限 度 以 下 と す る 能 力			有 ・	無
人 が 常 時 立 ち 入 る 場 所 で の 空 気 中 の 放 射 性 同 位 元 素 濃 度 を 法 令 に 定 め る 濃 度 限 度 以 下 と す る 能 力			有 ・	無
排 気 監 視 設 備			有 ・	無
気 体 の 漏 れ に く い 構 造			有 ・	無
腐 食 し に く い 材 料 の 使 用			有 ・	無

置の概要	自動ダンパー等の汚染空気拡 大 防 止 装 置	有	・	無	
	排気設備である旨を示す標識	有	・	無	
	外部と区画された構造	有	・	無	
	扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具	有	・	無	
	保管廃棄設備	耐火性の構造	有	・	無
		気密構造	有	・	無
	保管廃棄容器	液体のこぼれにくい構造	有	・	無
		液体が浸透しにくい材料の使用	有	・	無
	保管廃棄容器である旨を示す標識	保管廃棄容器である旨を示す標識	有	・	無
		保管廃棄設備である旨を示す標識	有	・	無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
	空気中の放射性同位元素の3月間平均濃度を法令に定める濃度の1/10以下とする防護措置	有	・	無	
	放射性同位元素で汚染される物の表面密度を法令に定める表面密度限度の1/10以下とする防護措置	有	・	無	
	管理区域境界	有	・	無	
	管理区域への立入制限措置	管理区域である旨を示す標識	有	・	無
		管理区域への立入制限措置	有	・	無
	居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μ Sv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
	検査従事者等の防護措置(放射線防護用具等)	鉛 鉛子・ピンセット □防護衝立 (mmPb)	□バイアルシェルド (mmPb)	□その他 ()	
		□OSL線量計	□蛍光ガラス線量計 (リンツ型含)	□電子式ボケット線量計	
	検査従事者等の被ばく線量の測定方法	□TLD (リンツ型含)	□その他 ()		

管理者の氏名等		氏 名	資 格
		□ 医師	□ 臨床検査技師かつ第1種放射線取扱主任者免状取得者
		□ 臨床検査技師かつ薬剤師	□ 衛生検査技師かつ第1種放射線取扱主任者免状取得者
		□ 衛生検査技師かつ薬剤師	

- 注意事項
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の平面図及び側面図を添付すること (図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離 (m) 並びに画壁等の材質、厚さ、表面の仕上げ材料、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。)
 - 検体検査用放射性同位元素使用室等と居住区域、敷地境界の關係がわかる図面を添付すること (図面は、線源からの距離 (m)、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。)
 - 排気・排水設備の位置及び排気・排水の系統を示す図面を添付すること。
 - 検体検査用放射性同位元素使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
 - 管理者の資格を有する者であることを示す免許証等の写しを添付すること。

別記第3号様式 (第3条関係)

検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届

北海道知事様

年 月 日

住所 管理者氏名 印

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第2項の規定により検体検査用放射性同位元素の翌年における使用予定を届け出ます。

名 称	
衛生検査所	
所在地	(TEL) (FAX)
放射性同位元素の種類	

検体検査用放射 性同位元素	化 学 形 状	
	年間使用予定数量 (MBq)	
	名 称	
	事 務 上 の 所 在 地 連 絡 先	(TEL) (FAX)
実務者の所属及び氏名		

- 注意事項
- 1 管理者の氏名及び住所は、法令に基づいて登録を受けた管理者の氏名及び衛生検査所の所在地を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる衛生検査所の実務者の連絡先を記載すること。

別記第4号様式 (第3条関係)

検 体 検 査 用 放 射 性 同 位 元 素 変 更 届		
北海道知事 様		
年 月 日		
住 所 氏 名 印		
検体検査用放射性同位元素の届出事項を変更したいので、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項の規定により届け出ます。		
名 称		
衛生検査所 所 在 地	(TEL)	(FAX)
変 更 し よ う と す る 理 由		

変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
	変 更 前	
変更の内容	変 更 後	
	名 称	
事 務 上 の 所 在 地 連 絡 先	(TEL)	(FAX)
	実務者の所属及び氏名	

- 注意事項
- 1 管理者の氏名及び住所は、法令に基づいて登録を受けた管理者の氏名及び衛生検査所の所在地を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる衛生検査所の実務者の連絡先を記載すること。
 - 3 変更の内容は、当該届出の内容に応じて変更事項が明らかになるよう、別記第2号様式の別紙の該当事項を別添書類として添付すること。

別記第5号様式 (第3条関係)

検 体 検 査 用 放 射 性 同 位 元 素 廃 止 届		
北海道知事 様		
年 月 日		
住 所 氏 名 印		
検体検査用放射性同位元素を備えなくなったので、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により届け出ます。		
名 称		

衛生検査所	所在地	
	所 在 地	(TEL) (FAX)
廃止	年 月 日	年 月 日
廃止した理由		
廃止した 検体検査用放射 性同位元素の 概要	放射性同位元素の種類	
	化学形態	
	形状	
	年間使用予定数量(MBq)	
	3月間最大使用予定数量(MBq)	
	1日最大使用予定数量(MBq)	
事務上の 連絡先	最大貯蔵予定数量(MBq)	
	名称	
	所在地	(TEL) (FAX)
	実務者の所属及び氏名	

- 注意事項
- 1 管理者の氏名及び住所は、法令に基づいて登録を受けた管理者の氏名及び衛生検査所の所在地を記載すること。
 - 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる衛生検査所の実務者の連絡先を記載すること。

別記第6号様式（第3条関係）

検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届

年 月 日

北海道知事 様

管理者 住所 氏名 印

検体検査用放射性同位元素の廃止後の措置を講じたので、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所 在 地	(TEL) (FAX)
廃止	年 月 日	年 月 日
所有していた放射性同位元素の種類及び数量		
放射性同位元素による汚染除去の概要		
放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		
廃止措置後の使用室等の用途		
事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地	(TEL) (FAX)
実務者の所属及び氏名		

- 注意事項
- 1 管理者の氏名及び住所は、法令に基づいて登録を受けた管理者の氏名及び衛生検査所の所在地を記載すること。
 - 2 放射性同位元素による汚染除去の概要は、汚染の除去を行った年月日、場所、方法、測定値等を記載すること。
 - 3 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要は、譲渡・廃棄を行った年月日、方法、譲渡先名、廃棄業者名等を記載すること。
 - 4 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる衛生検査所の実務者の連絡先を記載すること。
 - 5 放射性同位元素によって汚染された物を譲渡又は廃棄した場合は、受領書の写しを添付すること。

密 記
この取組は、公衆の健康と安全のため。